

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	NATO のルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) における武力の行使
他言語論題 Title in other language	NATO Rules of Engagement (ROE) and the Use of Force
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (MATSUYAMA Kenji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 外交防衛調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	902
刊行日 Issue Date	2026-2-20
ページ Pages	1-19
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	NATO のルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) において、部隊の個人及びユニットの「武力の行使」がどのように扱われ、及び定められるかを NATO の文書等を参照して紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

NATO のルールズ・オブ・エンゲージメント（ROE）における 武力の行使

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 外交防衛調査室主任 松山 健二

目 次

はじめに

I NATO の主要な組織・役職及び部隊の権限移転

- 1 主要な組織・役職
- 2 部隊の権限移転

II NATO における ROE の概要

- 1 NATO における ROE の定義
- 2 NATO ROE の策定・概要
- 3 NATO ROE の構造及び定められる規則の性質

III NATO ROE の策定における国際法の位置付け

- 1 NATO ROE の策定と国際法
- 2 国家による「武力の行使」に係る国際法

IV NATO ROE における個人及びユニットの「武力の行使」

- 1 「武力の行使」の定義
- 2 自衛
- 3 NATO ROE における「武力の行使」
- 4 「武力の行使」に関する規則
- 5 小括

おわりに

キーワード：北大西洋条約機構、NATO、ルールズ・オブ・エンゲージメント、ROE、rules of engagement、交戦規則、交戦規定、武力の行使、自衛

要 旨

- ① NATO / NATO 主導の作戦において、NATO 加盟国を含む国家は、NATO に自国の部隊を使用させるための権限移転を行う。
- ② NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」は、自衛の権利又は NATO において策定されるルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) (以下「NATO ROE」という。) に基づき、部隊の個人及びユニットによってなされる。
- ③ NATO において、個人及びユニットの自衛は「必要かつ均衡のとれた武力の行使を包含」するものであり、その武力は「自衛のために必要な程度、烈度及び期間」に限定される。国家自衛とは区別され、その法的根拠は行為主体が属する国家の法の問題とされる。NATO ROE は自衛の権利を制限しないものの、NATO の指揮官による個人及びユニットへの命令は、個人及びユニットが属する国家の法及び方針に従って自衛の権利の行使を統制し得る。
- ④ NATO において各々の作戦のために作戦計画が策定され、NATO ROE は作戦計画に付されてその主要な部分を構成する。作戦は、平時・武力紛争開始前の作戦と、武力紛争法が適用される武力紛争時の作戦に分けられる。
- ⑤ 平時・武力紛争開始前の作戦において「行使される武力の程度、烈度及び期間」は、職務遂行及び目標完遂のために「厳に必要かつ均衡のとれた」範囲より多くなってはならない。行使される武力には、「武力の守勢的行使のための ROE」によって承認される「最小限の武力の行使」及び「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」によって承認される「行為に基づく目標設定」による攻撃が含まれる。
- ⑥ 自衛に関する法又は方針において他国の部隊等の防護を自衛に含み得ない国家があることから、NATO ROE には、最大限の相互運用性を確保するために「武力の守勢的行使のための ROE」が含まれるべきとされる。
- ⑦ 武力紛争時の作戦において行使される武力には、「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」によって承認される攻撃（「行為に基づく目標設定」による攻撃）及び「敵対被宣言部隊への攻撃」に関する規則によって承認される攻撃（「地位に基づく目標設定」による攻撃）が含まれる。

はじめに

複数の国家の軍隊によって遂行される多国籍作戦 (multinational operation)⁽¹⁾ は安全保障に関する研究の重要な対象であり、その研究における観点の一つとしてルールズ・オブ・エンゲージメント (rules of engagement: ROE) が挙げられる⁽²⁾。ROE は、例えば、軍隊等が用いる強制力の制御を目的とする命令等と説明される⁽³⁾ (NATO における定義について後述 II 1 参照) もので、その多くは非公開とされる⁽⁴⁾。ROE は、「交戦規則」、「交戦規定」などと日本語訳されることはあるものの、文献では「ルールズ・オブ・エンゲージメント」、「ROE」と称されることが多い。

本稿では、多国籍作戦を実施する主体の代表例と言える、米国、英国等を加盟国⁽⁵⁾とする北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) の ROE において、部隊の個人及びユニット (unit)⁽⁶⁾の「武力の行使」(use of force)⁽⁷⁾がどのように扱われ、及び定められるかを NATO の文書等を参照して紹介する。NATO において策定される ROE を、以下「NATO ROE」という。

NATO において、ROE は、ROE を策定するための方針及び手順を定めた文書である「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメント MC 0362/2」(NATO Rules of Engagement, MC 0362/2. 以下「MC 0362/2」という。)等に従って策定される。MC 0362/2 は NATO の公的目的のためにのみアクセスが許可される文書であると推定され⁽⁸⁾、筆者は MC 0362/2 を入手していない。

* 本稿は、主に 2025 年 10 月 31 日時点までの情報を基にしている (米国の国防省に関する記述を除く (後掲注(7) 参照))。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。国名は、通称である。[] 内は、筆者による補記である。また、注記における再掲の際に、NATO の文書については文書名、文書記号 (文書記号があるものに限る。) 及び版 (異なる版を引用している場合に限る。) を併せて記載する (引用直後の再掲の場合を除く)。参照した資料のうち「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」については、異なるページに同じページ番号が付与されている場合があるので、そのような箇所を引用する際は特定するために「(pdf 版 45 ページ)」などとファイル上のページを特定できる情報も付記した。

** 北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) のルールズ・オブ・エンゲージメント (rules of engagement: ROE) における「武力の行使」(use of force) に関する用語は、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I)」(後述 III 2(2) 参照) などの条約等の用語と重なるものが多く、日本語への訳出においてはこれらの用語の訳語を参照した。

- (1) NATO において、多国籍作戦は「共に行動する二又はそれより多い国の部隊によって遂行される作戦」と定義される (NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, edition A version 2, NATO Standardization Office, May 2019, p.Lex-11. <<https://nso.nato.int/nso/nssdd/main/standards/ap-details/2905/EN>>).
- (2) Jody M. Prescott, "Tactical Implementation of Rules of Engagement in a Multinational Force Reality," Geoffrey S. Corn et al., eds., *U.S. Military Operations: Law, Policy, and Practice*, Oxford: Oxford University Press, 2016, pp.249-274; J.F.R. Boddens Hosang, *Rules of Engagement and the International Law of Military Operations* (Oxford Monographs in International Humanitarian and Criminal Law), Oxford: Oxford University Press, 2020; Camilla Guldaahl Cooper, *NATO Rules of Engagement: On ROE, Self-Defence and the Use of Force during Armed Conflict* (International Humanitarian Law Series 57), Leiden: Brill Nijhoff, 2020.
- (3) 「軍隊や警察などの実力組織が用いる強制力の制御を目的として、当局または部隊指揮官が発する命令または指令を ROE という」などと説明される (黒崎将広「ルールズ・オブ・エンゲージメント」小笠原高雪ほか編『国際関係・安全保障用語辞典 第 2 版』ミネルヴァ書房, 2017, pp.340-341.)。
- (4) Dennis Mandsager et al., "Newport Rules of Engagement Handbook," *International Law Studies*, vol.98, 2022, p.iii. U.S. Naval War College Digital Commons website <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2998&context=ils>>
- (5) 加盟国は、32 か国である (2025 年 10 月 31 日現在)。
- (6) 定義について後述 IV 1 参照。「部隊」と日本語訳されることあるものの、文献では「ユニット」で定着している。
- (7) 定義について後述 IV 1 参照
- (8) NATO における情報の区分において NATO の公的目的のためにのみアクセスが許可される NATO 非指定 (NATO UNCLASSIFIED) というカテゴリがあり (NATO, *NATO Operational Record: Collective Analytical Exploitation to Inform Operational Analysis Models and Common Operational Planning Factors*, STO Technical Report, TR-SAS-100, May 2014, p.3. <[https://publications.sto.nato.int/publications/STO%20Technical%20Reports/STO-TR-SAS-100/\\$STR-SAS-100-ALL.pdf](https://publications.sto.nato.int/publications/STO%20Technical%20Reports/STO-TR-SAS-100/$STR-SAS-100-ALL.pdf)>), MC 0362/2 の旧版である「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメント MC 0362/1」(NATO Rules of

そこで、本稿では、ROE の取扱いを記している「作戦の遂行のための同盟統合ドクトリン AJP-3」(Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations, AJP-3)⁽⁹⁾、「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」(Training in NATO Rules of Engagement, ATrainP-4. 以下「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」という。)⁽¹⁰⁾などの NATO の文書、研究書⁽¹¹⁾等を参照する。「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」においては、MC 0362/2 から抜粋されるなどしてその内容が説明されている。

本稿の構成は、次のとおりとする。I 章で NATO の主要な組織・役職及び部隊の権限の移転 (transfer of authority. 以下「権限移転」という。)⁽¹²⁾、II 章で NATO における ROE の概要、III 章で NATO ROE の策定における国際法の位置付け、IV 章で NATO ROE における「武力の行使」について、それぞれ紹介する。

I NATO の主要な組織・役職及び部隊の権限移転

1 主要な組織・役職

北大西洋理事会 (North Atlantic Council. 以下「北大西洋理事会 (NAC)」という。) は、北大西洋条約⁽¹³⁾第 9 条⁽¹⁴⁾に基づき設置された政治的な意思決定を担う組織であり、NATO 加盟国の代表によって構成されている⁽¹⁵⁾。

軍事委員会 (Military Committee: MC. 以下「軍事委員会 (MC)」という。) は、軍事的な政策及び戦略について北大西洋理事会 (NAC) に助言を行う組織であり、NATO 加盟国の軍事代表 (Military Representative) によって構成される⁽¹⁶⁾。軍事委員会 (MC) は、政治的な決定等を戦略レベル (strategic level)⁽¹⁷⁾の司令官である欧州連合軍最高司令官 (Supreme Allied Commander Europe: SACEUR. 以下「欧州連合軍最高司令官 (SACEUR)」という。) 及び変革連合軍最高司令官 (Supreme Allied Commander Transformation) に対する軍事的な指示に言い換えることについて責任を負う⁽¹⁸⁾。

Engagement, MC 0362/1) は NATO 非指定である (Cooper, *op.cit.*(2), p.2 note 3.) ことから、MC 0362/2 も同様であると推定される。

(9) NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, edition D version 1, NATO Standardization Office, August 2025, paras.1.24-1.26. (pp.9-10.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3351/EN>>

(10) NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, edition B version 1, NATO Standardization Office, September 2022. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3156/EN>>

(11) 例えば、NATO の軍事委員会 (後述 I 1 参照) の許可を受けて MC 0362/1 を引用、抜粋等して執筆された研究書がある (Cooper, *op.cit.*(2), p.2 note 3.)。

(12) 定義について後述 I 2 参照。

(13) 1949 年 4 月 4 日署名、1949 年 8 月 24 日発効 (34 UNTS 243.)。本稿では、北大西洋条約については、外務省国際法局編『主要条約集 平成 18 年版 上巻』2006, pp.1063-1070 に掲載されている訳文を参照した。

(14) 第 9 条の規定は、次のとおりである。

「締約国は、この条約の実施に関する事項を審議するため、各締約国の代表が参加する理事会を設置する。理事会は、いつでもすみやかに会合することができるように組織されなければならない。理事会は、必要な補助機関を設置し、特に、第三条及び第五条の規定の実施に関する措置を勧告する防衛委員会を直ちに設置する。」

(15) NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, edition F version 1, NATO Standardization Office, December 2022, para.2.31. (p.34.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3081/EN>>; “North Atlantic Council,” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *NATO Encyclopedia 2019*, 2019, p.416.

(16) “Military Committee,” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *ibid.*, p.340.

(17) NATO において、軍事的な行動及び計画立案は、上から戦略レベル、作戦レベル (operational level) 及び戦術レベル (tactical level) の三段階のレベルで区分される (NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(15), para.2.36. (pp.36-37.)). レベルが上位であるほど、規模は大きく、期間は長くなる。

(18) “Military Committee,” *op.cit.*(16), p.340.

欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) は、戦略レベルで、作戦連合軍 (Allied Command Operations: ACO. 以下「作戦連合軍 (ACO)」という。)⁽¹⁹⁾の司令官として、全ての NATO の作戦の立案、準備、遂行等に責任を負う⁽²⁰⁾。変革連合軍最高司令官は、変革連合軍 (Allied Command Transformation) の司令官であり、教育、訓練、演習等を通して NATO の能力の発展に責任を負う⁽²¹⁾。

なお、NATO においては、これらのほかに、核計画グループ (Nuclear Planning Group)、事務総長 (Secretary General) 等の重要な組織及び役職があるが、本稿では取り扱わない。

2 部隊の権限移転

NATO において、権限移転は、「NATO 内において、[NATO] 加盟国又は NATO のコマンドが、指定された部隊の作戦指揮権又は [作戦] 統制権を NATO のコマンドに渡す行為」と定義される⁽²²⁾。ただし、自国の部隊について権限移転させる国家として NATO 加盟国ではない国家も想定されている⁽²³⁾。

つまり、国家は欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) に自国の部隊の権限移転を行い、移転された指揮権限は下位の指揮官に委任され得る⁽²⁴⁾。NATO に自国の部隊を使用させる国家を部隊貢献国 (troop contributing nation) という⁽²⁵⁾。

II NATO における ROE の概要

1 NATO における ROE の定義

NATO において、ROE は、「権限を有する軍事当局によって発せられる、部隊が遭遇した他の部隊との戦闘交戦を開始し、及び／又は継続する状況及び限度を定める指令」と定義される⁽²⁶⁾。ROE は、「武力の行使」がなされる状況・条件、その程度及び方法を定め、平時、危機又は紛争において挑発的とみなされ得る NATO の部隊の行動を規定し、かつ、規制するものである⁽²⁷⁾。

(19) 作戦連合軍 (ACO) 以下の NATO の主要な組織について筆者は別の文献で紹介しており、必要に応じて参照されたい (松山健二「NATO の兵力の現行の態勢」『レファレンス』890号, 2025.2, pp.35-40. <<https://doi.org/10.11501/14056528>>).

(20) NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(15), para.5.9. (p.114.)

(21) *ibid.*, para.5.10. (p.114.)

(22) NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, *op.cit.*(1), p.Lex-14; 松山健二「NATO の多国籍作戦における指揮・統制」『レファレンス』884号, 2024.8, pp.14-17. <<https://doi.org/10.11501/13733661>> NATO におけるコマンド (command) の定義に「一名の個人の権限の下にある隊、隊の群、組織又は区域」というものがあり (NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, *ibid.*, p.Lex-6.), 参照した記述はこの定義による用法と考えられる。

(23) NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, *op.cit.*(9), paras.2.4, 2.6. (pp.23-24.)

(24) *ibid.*, para.2.38. (p.32.); NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(15), para.5.21. (p.120.) NATO において指揮官が自らの権限を下位の指揮官に割り当てることを「権限の委任」(delegation of authority) といい (NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, NATO Standardization Office, 2020, p.40. NATO Centre of Excellence for Military Medicine website <[https://www.coemed.org/files/stanags/05_AAP/AAP-06_2020_EF_\(1\).pdf](https://www.coemed.org/files/stanags/05_AAP/AAP-06_2020_EF_(1).pdf)>), NATO 内における指揮官から下位の指揮官への権限移転は指揮権限の委任と表現されることもある。

(25) NATO, *Allied Joint Doctrine for Movement*, AJP-4.4, edition C version 1, September 2022, paras.2.3-2.4. (p.2-2.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2642/EN>>

(26) NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, *op.cit.*(1), p.Lex-13.

(27) NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, *op.cit.*(9), para.1.24. (p.9.)

NATO ROE は、適用される国際法に反する「武力の行使」を許可することはないが、「武力の行使」又は挑発的行動に関して国際法によって求められる範囲より更に厳しい制限を課し得る⁽²⁸⁾ (NATO ROE の策定における国際法の位置付けについて後述Ⅲ参照)。

2 NATO ROE の策定・概要

(1) NATO ROE の策定

NATO ROE は、ROE を策定するための方針及び手順を定めた文書である MC 0362/2 及び作戦連合軍 (ACO) の ROE の管理に関する指令に従って策定される⁽²⁹⁾。

欧州連合軍最高司令官 (SACEUR) は、NATO ROE の案を承認することを北大西洋理事会 (NAC) に要請し、北大西洋理事会 (NAC) は軍事委員会 (MC) の助言に基づきその全部又は一部を承認する⁽³⁰⁾。

(2) NATO ROE の概要

NATO ROE は、NATO / NATO 主導の作戦⁽³¹⁾において全ての部隊によって遵守される⁽³²⁾。指揮官は、その下位の者が NATO ROE において認められる範囲で行動することを保証する責任を負う⁽³³⁾。

部隊派遣国が NATO ROE より制限的な解釈及び政策⁽³⁴⁾を採用する場合はその部隊は自国の解釈等に従い、部隊派遣国の解釈が NATO ROE より一層攻撃的な行動を許可する場合はその部隊は NATO ROE に従う⁽³⁵⁾。

NATO において各々の作戦のために作戦計画 (operation plan)⁽³⁶⁾が策定され、NATO ROE は作戦計画に付されてその主要な部分を構成する⁽³⁷⁾。この NATO ROE を任務特定 ROE (mission specific ROE) という。

他方、作戦計画が策定される作戦ではない平時の活動において適用される NATO ROE を NATO 標準 ROE (NATO standing ROE) という⁽³⁸⁾。NATO 標準 ROE においては、自衛 (self-defence. 後述Ⅳ 2 参照) を除いて「武力の行使」は禁止される。

⁽²⁸⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-13.

⁽²⁹⁾ NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, *op.cit.*(9), pp.v, 9; NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *ibid.*, p.B-5.

⁽³⁰⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *ibid.*, p.B-71.

⁽³¹⁾ 北大西洋理事会 (NAC) の権限の下に、NATO の軍事機構を利用し、かつ、NATO 加盟国及び作戦上のパートナー (NATO 加盟国ではない国家) から部隊等を編入する作戦を、NATO 主導の作戦 (NATO-led operation) という (NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, *op.cit.*(24), p.88.)。「NATO / NATO 主導の作戦」(NATO/NATO-led operation) は NATO の作戦及び NATO 主導の作戦を指し、「NATO / NATO 主導の部隊」(NATO/NATO-led forces) は NATO の作戦及び NATO 主導の作戦における部隊を指すと考えられる。

⁽³²⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-11.

⁽³³⁾ *ibid.*, p.B-11.

⁽³⁴⁾ 参照資料では制限的な解釈及び政策の対象が記されていないが、作戦の遂行に係する法 (後述Ⅲ参照) 等であると考えられる。

⁽³⁵⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-76. (pdf 版 99 ページ)

⁽³⁶⁾ 作戦計画は、「同時に又は継続して実施される単一の又は関連する一連の作戦のための計画」と定義される (NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, *op.cit.*(9), p.Lex-8.)。

⁽³⁷⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-48.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.B-61.

(3) NATO ROE における「国家の制限事項」及び「レッド・カード」

部隊貢献国は、自国の法及び方針を反映させるために NATO ROE の適用において「国家の制限事項」(national caveats) を宣言することなどができる⁽³⁹⁾。「国家の制限事項」とは、「多国間作戦に貢献する国家の軍事構成要素〔組織〕の使用に課される制限」と説明される⁽⁴⁰⁾。「国家の制限事項」は、作戦に先立って NATO に伝えられるべきとされる⁽⁴¹⁾。

また、部隊派遣国は、部隊の展開時において NATO の指揮官によって特定の任務を割り当てられる際にそれを拒否することができる⁽⁴²⁾。これは、「レッド・カード」(red card) の使用という。

3 NATO ROE の構造及び定められる規則の性質

(1) NATO ROE の構造

MC 0362/2 の付属書 A 「NATO ROE 一覧表」(NATO ROE compendium) は NATO ROE の起草者が起草の際に作戦等に応じて選択する規則のひな形がリスト化されたものである⁽⁴³⁾。NATO ROE 一覧表には、シリーズ (series) 及びルール (rule) が置かれている。

NATO ROE 一覧表には、シリーズ 10、シリーズ 20、シリーズ 30 及びシリーズ 40 の 4 種のシリーズがある⁽⁴⁴⁾。例えば、シリーズ 40 にシリーズ 42 があり、シリーズ 42 にルール 421 からルール 429 までの規則があるというように、4 種のシリーズに下位のシリーズ、下位のシリーズにルールが、それぞれ番号が付与されて置かれている (表 1 参照)。

下位のシリーズ及びルールには、内容が定められないまま番号が付与されている「予備」(spare) がある⁽⁴⁵⁾。予備は、起草者が起草の際に NATO ROE 一覧表において適当なものがないときに使用する⁽⁴⁶⁾。また、ルールには、ROE の起草者が起草の際に具体的に指定することがあらかじめ定められている箇所⁽⁴⁷⁾を含むものがある⁽⁴⁸⁾。指定されるものとして、例えば、艦船、航空機、車両、人、区域又は武力の種類が挙げられている。

⁽³⁹⁾ *ibid.*, p.B-76. (pdf 版 99 ページ)

⁽⁴⁰⁾ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(15), para.4.24. (p.90.); 松山 前掲注(22), p.16. NATO の 2020 年版の用語・定義辞典では、制限事項 (caveat) は、「NATO の作戦における、NATO の指揮及び統制の下にあり、又はそれ以外で NATO にとって利用可能であるその〔部隊貢献国の〕軍事部隊又は文民の構成要素〔組織〕への国家〔部隊貢献国〕による限定、制限又は制約であって、承認された作戦計画に沿って十分にこれらのアセット〔軍事部隊又は文民の構成組織〕を展開し、及び使用することを NATO の指揮官に許さないもの」と定義される (NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, *op.cit.*(24), p.24.)。2019 年版の用語・定義辞典においても同じ定義があり (NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2019, NATO Standardization Office, 2019, p.24. NATO Centre of Excellence for Military Medicine website <https://www.coemed.org/files/stanags/05_AAP/AAP-06_2019_EF.pdf>), 「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」においては 2019 年版の用語・定義辞典を参照して転載した (略語に替えられている箇所が含まれる。) としている。

⁽⁴¹⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-76. (pdf 版 99 ページ)

⁽⁴²⁾ *ibid.*, p.B-77.

⁽⁴³⁾ *ibid.*, p.B-62.

⁽⁴⁴⁾ *ibid.*, pp.B-64, B-65.

⁽⁴⁵⁾ *ibid.*, p.B-62.

⁽⁴⁶⁾ *ibid.*, pp.B-62, B-66.

⁽⁴⁷⁾ その箇所は、「Designated」(指定される) の略語である「DESIG」で示される (*ibid.*, p.E-1.)。

⁽⁴⁸⁾ *ibid.*, p.B-66.

表 1 NATO ROE における部隊の個人及びユニットの「武力の行使」

部隊の個人及びユニット ^(注1) の自衛 ^(注2)			適用される作戦・ 状況
MC 0362/2 付属書 A 「NATO ROE 一覧表」における「武力の行使」に係る下位の シリーズ及びルール ^(注3)			
下位の シリーズ	ルール	承認される「武力の行使」	脅威への対応 平時／武力紛争前 武力紛争
33	^(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦域における NATO / NATO 主導の作戦に参加・支援するユニットの防護のための最小限の武力の行使 ・指定された特別の地位を有する者 (PDSS^(注5)) を防護するための、致死性のある武力を限度としてかつ含む、最小限の武力の行使 ・指定された特別の地位を有する財産 (PRDSS^(注6)) を防護するための、致死性のある武力を限度としてかつ含む、最小限の武力の行使 	
42	421-426 ^(注7)	<ul style="list-style-type: none"> ・敵対行為（現にある攻撃を構成しない。）を行う指定された部隊又は個人への攻撃 ・敵対行為（現にある攻撃を構成しない。）に直接的に寄与する指定された部隊又は個人への攻撃 ・敵対意図（急迫する攻撃を構成しない。）を表示する指定された部隊又は個人への攻撃 	
	427-429	・「敵対的である」と指定された人及び物に対する攻撃	

* この表は、「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」(Training in NATO Rules of Engagement, ATrainP-4) 等の NATO の文書を参照して、部隊の個人及びユニットの自衛並びに NATO において策定されるルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) (以下「NATO ROE」という。) において定められる部隊の個人及びユニットの「武力の行使」について、その内容及び適用される作戦・状況の観点でまとめたものである。自衛は二重線で囲まれる範囲で、NATO ROE において定められる「武力の行使」は太線で囲まれる範囲でそれぞれ示される。なお、NATO ROE は「自衛の権利を制限しない」ものの、NATO の指揮官による個人及びユニットへの命令は、「国家 [個人及びユニットが属する国家] の法及び方針に従って自衛の権利の行使を統制し得る」とされる。

(注 1) NATO において、「ユニット」は「[その] 構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素 [組織]」と定義される。

(注 2) NATO において、「個人及びユニットは、攻撃又は急迫する攻撃に対して彼ら自身を防衛する固有の権利を有する」とされる。個人及びユニットの自衛は、国際連合憲章第 51 条をその根拠として参照される国家自衛とは区別される。

(注 3) 「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメント MC 0362/2」(NATO Rules of Engagement, MC 0362/2) の付属書 A 「NATO ROE 一覧表」(NATO ROE compendium) は、NATO ROE の起草者が起草の際に作戦等に応じて選択する規則等のひな形がリスト化されたものである。「NATO ROE 一覧表」には、シリーズ 10、シリーズ 20、シリーズ 30 及びシリーズ 40 の 4 種のシリーズがある。これらの 4 種のシリーズに下位のシリーズ、その下位のシリーズにルールが、それぞれ番号が付与されて置かれている。シリーズ 42 については、ルール 421 からルール 426 までの規則とルール 427 からルール 429 までの規則で対象となる「武力の行使」は区別される。なお、シリーズ 33 及びシリーズ 42 以外の下位のシリーズにおいても「武力の行使」は取り扱われているようであるが、「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」において「武力の行使」との関連で具体的に説明されているものはない。

(注 4) シリーズ 33 のルールで「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」において記されているのは、例示されているルール 332 のみである。

(注 5) PDSS: Persons with Designated Special Status

(注 6) PRDSS: Property with Designated Special Status

(注 7) 「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」において、ルール 425 及びルール 426 の内容は示されていない。

(出典) NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, edition B version 1, NATO Standardization Office, September 2022, pp.B-18, B-19, B-21, B-23, B-30 - B-37, B-62, B-64, B-65. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3156/EN>>; *idem*, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, edition D version 1, NATO Standardization Office, August 2025, para.1.25. (pp.9-10.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3351/EN>>; NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, NATO Standardization Office, 2020, p.133. NATO Centre of Excellence for Military Medicine website <[https://www.coemed.org/files/stanags/05_AAP/AAP-06_2020_EF_\(1\).pdf](https://www.coemed.org/files/stanags/05_AAP/AAP-06_2020_EF_(1).pdf)> を基に筆者作成。

(2) NATO ROE において定められる規則の性質

NATO ROE 一覧表にある規則は、「禁止」(prohibitions) 又は「承認 (許可)」(authorisations (permissions)) として発せられるものである⁽⁴⁹⁾。

「禁止」は、指定された行動をとることを禁じる指揮官への命令であり、「承認 (許可)」は、指揮官が任務を完遂するためにとり得る、武力による威嚇若しくは「武力の行使」又は挑発的であると解釈され得る行動の範囲を定めるものである。

Ⅲ NATO ROE の策定における国際法の位置付け

1 NATO ROE の策定と国際法

NATO ROE の策定において法的な観点で考慮されるものとして、作戦を開始する国際法上の根拠及び作戦の遂行に関係する法が挙げられている⁽⁵⁰⁾。作戦を開始する国際法上の根拠として、国際連合安全保障理事会 (以下「国連安保理」という。) の決議のマンデート (mandate)、国際連合憲章 (以下「国連憲章」という。)⁽⁵¹⁾ 第 51 条⁽⁵²⁾、受入国の同意及び慣習国際法 (customary international law)、作戦の遂行に関係する法として、武力紛争法 (law of armed conflict)、国際人権法 (international human rights law)、海洋法、環境法、軍隊の地位に関する規定、受入国の法 (国内法) 及び宇宙法 (いずれも適用される場合に限る。) がそれぞれ例示されている。マンデートとは、作戦を遂行する国際法上の権限及び当該作戦の目標を指す⁽⁵³⁾。

上記の国連安保理の決議のマンデート、国連憲章第 51 条等は、国家による「武力の行使」(use of force) の正否に関する国際法 (ユス・アド・ベルム (ius ad bellum, jus ad bellum))。後述Ⅲ 2(1) 参照) 又はその措置であり、作戦の遂行に関係する法として例示されている武力紛争法は、国家によって「武力の行使」がなされている状況における敵対行為の手段、方法等に係る国際法 (後述Ⅲ 2(2) 参照) である。これらについては次節で紹介する。以下、本稿では、国家による「武力の行使」に言及する際はその旨を明記する。

受入国の同意は、NATO / NATO 主導の部隊⁽⁵⁴⁾ が特定の領域に駐留して作戦に関与することについての当該領域が属する国家からの同意である。慣習国際法とは、法的義務であるとの認識から各国によって倣われる、各国の一般的かつ継続的な実行 (practice) から形成されるものであり⁽⁵⁵⁾、条約とともに国際法上の規則を主に定めている。

⁽⁴⁹⁾ *ibid.*, p.B-64.

⁽⁵⁰⁾ *ibid.*, p.B-51.

⁽⁵¹⁾ 1945 年 6 月 26 日署名、1945 年 10 月 24 日発効 (昭和 31 年条約第 26 号)

⁽⁵²⁾ 後掲注⁽⁶⁵⁾参照

⁽⁵³⁾ Terry D. Gill et al., eds., *Leuven Manual on the International Law Applicable to Peace Operations*, Cambridge: Cambridge University Press, 2017, p.384. 参照した箇所では国連安保理の決議を伴う平和作戦におけるマンデートについての当該資料の用法が示されているところ、国連安保理の決議を伴うその他の作戦についてもほぼ同様に用いられると考えられる。

⁽⁵⁴⁾ 前掲注⁽³¹⁾参照

⁽⁵⁵⁾ Rest. 3rd, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, § 102(2). 作戦を開始する国際法上の根拠として挙げられているもののうち慣習国際法以外の三つについては「同盟統合ドクトリン AJP-01」(Allied Joint Doctrine, AJP-01) において挙げられている NATO が行動する際の国際法の基本的な基準とされるものとある程度合致するものの (NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(15), para.3.36. (pp.60-61.)), 慣習国際法がどのような内容を想定して作戦を開始する国際法上の根拠として挙げられているかは必ずしも明らかではない。

国際人権法は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」⁽⁵⁶⁾、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」⁽⁵⁷⁾等の人権に関する国際法を、海洋法、環境法及び宇宙法は各々の分野を対象とする国際法を、軍隊の地位に関する規定は地位協定 (status of forces agreement)⁽⁵⁸⁾ における規定をそれぞれ指す。

2 国家による「武力の行使」に係る国際法

(1) ユス・アド・ベルム

国家による「武力の行使」の正否に関する国際法をユス・アド・ベルムという。ユス・アド・ベルムは、国連憲章、慣習国際法等によって定められている。国家は国連憲章第2条4項⁽⁵⁹⁾によって一般に「武力の行使」が禁じられている⁽⁶⁰⁾（「武力行使禁止原則」(principle of the prohibition of the use of force)⁽⁶¹⁾という。）が、国連憲章第7章⁽⁶²⁾に基づき国連安保理による承認がある場合、自衛権⁽⁶³⁾の行使による場合等による例外が認められている⁽⁶⁴⁾。

国連憲章第51条⁽⁶⁵⁾において、自衛権の行使には、「武力攻撃が発生した場合」であること、国連安保理が「国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」であること及び「国連安保理に報告する」ことの要件が定められている。国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) は、これらに加えて、「自衛は、武力攻撃に均衡し、かつ、それに対応するために必要である措置のみを保証する」とし、必要性 (necessity) 及び均衡性 (proportionality) という慣習国際法上の要件があるとする⁽⁶⁶⁾。

⁽⁵⁶⁾ 1966年12月16日署名、1976年1月3日発効 (993 UNTS 3.)

⁽⁵⁷⁾ 1966年12月16日署名、1976年3月23日発効 (999 UNTS 171.)

⁽⁵⁸⁾ 地位協定とは、軍隊を派遣している国と当該軍隊が駐留している国との間で締結される国際法上の取決めをいう。
⁽⁵⁹⁾ 国連憲章第2条4項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定している。

⁽⁶⁰⁾ 「武力による威嚇」も一般に禁止されるが、本稿では取り扱わない。

⁽⁶¹⁾ Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America). Merits, Judgment, *I.C.J. Reports 1986*, para.227. 武力不行使原則 (principle of the non-use of force) ともいう。

⁽⁶²⁾ 国連憲章第7章においては、「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定すること (第39条) 等の国連安保理による措置に係る規定が置かれている。

⁽⁶³⁾ 個別的自衛権及び集団的自衛権によって構成される。

⁽⁶⁴⁾ 国連憲章第7章に基づく国連安保理の決議並びに国連憲章第51条で定められる個別的自衛権及び集団的自衛権の行使のほか、国家による「武力の行使」の一般的禁止の例外として認められる事由として挙げられるものに「領域国家の同意による武力の行使」がある (Office of General Counsel, Department of Defense, *Defense Department Law of War Manual*, June 2015 (Updated July 2023), para.1.11.4.3. (p.45.) <<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/3477385/defense-department-updates-its-law-of-war-manual/>>)。「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」で作戦を開始する国際法上の根拠として例示されている受入国の同意は NATO / NATO 主導の部隊が特定の領域に駐留して作戦に関与することについての当該領域が属する国家からの同意であり、「領域国家の同意による武力の行使」という事由で取り上げられることは必ずしも一致しない。

⁽⁶⁵⁾ 国連憲章第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。(後略)」と規定している。

⁽⁶⁶⁾ Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgment, *I.C.J. Reports 2003*, para.76. ICJ は、オイル・プラットフォーム事件の本案判決において、「核兵器による威嚇又はその使用の適法性」に関する勧告的意見及びニカラグア事件の本案判決を参照して必要性及び均衡性の要件があることを示した。本文に記載したのは、後者から引用した文である。オイル・プラットフォーム事件とは、イランが自国のオイル・プラットフォーム (海上石油採掘施設) に対する米国の攻撃を違法であるとして ICJ に 1992 年に提訴したことを受けて、ICJ が審理を行い 2003 年にイランの請求及び米国の反訴をとともに退ける判決を下した事件である。「核兵器による威嚇又はその使用の適法性」に関する勧告的意見とは、1994 年の国際連合総会の決議によって求められ、ICJ が 1996

また、ICJ は、武力攻撃を「最も重大な形態の武力の行使」(the most grave forms of the use of force) と定義する⁽⁶⁷⁾。なお、国連憲章第 2 条 4 項で定められる「武力の行使」は、国連憲章において定義はなされていないが、ここでいう「武力」(force) は「兵力」(armed force) を指すと解釈される⁽⁶⁸⁾。

(2) 武力紛争法

国家によって「武力の行使」がなされている状況における敵対行為の手段、方法等に係る国際法を武力紛争法といい、ユス・イン・ベロ (ius in bello, jus in bello)、国際人道法 (international humanitarian law) 等ともいう⁽⁶⁹⁾。武力紛争法は、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I)」(以下「ジュネーヴ諸条約第一追加議定書」という。)⁽⁷⁰⁾等の条約⁽⁷¹⁾及び慣習国際法によって定められている。

武力紛争法は武力紛争において適用されるものの、武力紛争の確立した定義はない⁽⁷²⁾。武力紛争法の適用が開始される要件 (武力紛争が存在する要件) については、二つの見解がある⁽⁷³⁾。国家によって他の国家に対して武力が行使される瞬間から武力紛争法が適用されるとする見解 (初撃説 ('first-shot' theory) と称される。) と、一定の烈度 (intensity) の武力が行使されて武力紛争法が適用されるとする見解 (以下「烈度説」という。) である。

年に出したものである。勧告的意見の概要は、核兵器による威嚇又はその使用は武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般には違反するが、国家の生き残りが問題となる自衛の極限状態においてはそれが適法か違法かについて明確に結論を出すことはできない、というものである。ニカラグア事件とは、ニカラグアが自国に対する米国の軍事的活動等を違法であるとして ICJ に 1984 年に提訴し、それを受けて ICJ が審理を行い 1986 年に米国の当該活動の違法性を決定する判決を下した事件である。

(67) *ibid.*, para.51. ICJ は、オイル・プラットフォーム事件の本案判決において、「武力の行使」を「最も重大な形態の武力の行使 (武力攻撃を構成する。)」(the most grave forms of the use of force (those constituting an armed attack)) と「他のより重大でない形態」(other less grave forms) の武力の行使に区別するとしてニカラグア事件の本案判決を参照した。

(68) Christian Tams, “Article 2 (4),” Bruno Simma et al., eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary* (Oxford Commentaries on International Law), fourth edition, Oxford: Oxford University Press, 2024, p.310. なお、“use of force” を直訳すれば、「力の行使」となるとも言われる (森肇志「武力行使」黒崎将広ほか『防衛実務国際法』弘文堂, 2021, p.217, note 14.)。

(69) 武力紛争法には「締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争」(1949 年ジュネーヴ諸条約第 3 条) に適用されるものも含まれるが、本稿では取り扱わない。1949 年ジュネーヴ諸条約は、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」(1949 年 8 月 12 日署名、1950 年 10 月 21 日発効 (75 UNTS 31.))、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」(1949 年 8 月 12 日署名、1950 年 10 月 21 日発効 (75 UNTS 85.))、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」(1949 年 8 月 12 日署名、1950 年 10 月 21 日発効 (75 UNTS 135.)) 及び「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」(1949 年 8 月 12 日署名、1950 年 10 月 21 日発効 (75 UNTS 287.)) の総称である。1949 年ジュネーヴ諸条約は、第 1 条から第 3 条までの規定について共通する。国際的性質を有しない武力紛争を対象とする条約には、ほかに「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 II)」(1977 年 6 月 8 日署名、1978 年 12 月 7 日発効 (1125 UNTS 609.)) もあるが、これは 1949 年ジュネーヴ諸条約第 3 条が定めるものよりその適用する範囲が狭い。

(70) 1977 年 6 月 8 日署名、1978 年 12 月 7 日発効 (1125 UNTS 3.)

(71) ほかに、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(1907 年 10 月 18 日署名、1910 年 1 月 26 日発効 (明治 45 年条約第 4 号)) 等もある。「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」には条約附属書として「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」(以下「陸戦規則」という。) が定められ、第 1 条において締約国は陸戦規則に適合する訓令を発することが定められている。

(72) Marco Sassòli, *International Humanitarian Law: Rules, Controversies, and Solutions to Problems Arising in Warfare* (Principles of International Law), second edition, Cheltenham: Edward Elgar, 2024, pp.186-188.

(73) Jann K. Kleffner, “Scope of Application of International Humanitarian Law,” Dieter Fleck, ed., *The Handbook of International Humanitarian Law*, fourth edition, Oxford: Oxford University Press, 2021, pp.51-54.

米国の国防省⁽⁷⁴⁾の『国防省戦争法マニュアル』によれば、武力紛争法には、軍事的必要性 (military necessity)⁽⁷⁵⁾、人道 (humanity)⁽⁷⁶⁾、均衡性、区別 (distinction) 及び名誉 (honor)⁽⁷⁷⁾の五つの原則がある⁽⁷⁸⁾。このうち、均衡性原則及び区別原則 (特に後者) が、NATO ROE における「武力の行使」に関する規則 (後述Ⅳ 4 参照) に関係する。均衡性は、「行動することについて正当であっても、不合理な又は過度な方法で行動してはならないという原則として定義され得る」、区別は、「ときに識別 (discrimination) とも称され、紛争当事者に、軍隊と文民たる住民との間を、かつ、保護されない [もの] と保護されるものとの間を、原則として区別することを義務付ける」と説明される⁽⁷⁹⁾。

Ⅳ NATO ROE における個人及びユニットの「武力の行使」

1 「武力の行使」の定義

MC 0362/2 及び「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において、「武力の行使」は、「死亡若しくは傷害を生じさせ、又は有形若しくは無形の財産を損傷させ、若しくは破壊するおそれがある行為」と定義される⁽⁸⁰⁾(表 2 参照)。「武力の行使」は、NATO ROE 又は「自衛の固有の権利」(inherent right of self-defence) (後述Ⅳ 2(1) 参照) に基づく「軍隊の個人又はユニット」(military individuals or units) の守勢的及び攻勢的行動を含むとされる。ユニットは、NATO において、「[その] 構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素 [組織]」と定義される⁽⁸¹⁾。

以下、本稿で「個人」及び「ユニット」というときは、部隊 (forces, armed forces) に属するものを指す。

(74) “Department of Defense” は、報道等では主に「国防総省」、研究書等では「国防省」又は「国防総省」と日本語訳される。本稿では、条約の正文における日本語訳の例 (例えば、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(2016年9月26日署名、2017年4月25日発効 (平成29年条約第7号)) において「国防省」が用いられている (第1条5及び第10条。)) に倣い、「国防省」の訳語を用いる。なお、国防省は公的な情報発信等において「戦争省」(Department of War) と称され得るとする大統領令第14347号が2025年9月5日に発出された (Executive Order no.14347, “Restoring the United States Department of War,” 90 Fed. Reg. 43893.)。

(75) 軍事的必要性は、武力紛争法に禁止されない範囲で可能な限り早くかつ効率的に敵を打破するために必要とされる全ての措置を用いることを正当化する原則であると定義され得る (Office of General Counsel, Department of Defense, *op.cit.*(64), para.2.2. (p.52.))。

(76) 人道は、合法的な軍事的目的を成し遂げるために無用な苦痛、傷害又は破壊を加えることを禁じる原則と定義され得る (*ibid.*, para.2.3. (p.58.))。

(77) 名誉は、攻勢及び守勢における公正の一定の量 [一定の公正な扱いをすること] 並びに敵対する軍隊の間の一定の相互の尊重を要求する (*ibid.*, para.2.6. (p.66.))。

(78) *ibid.*, paras.2.1-2.6. (pp.50-70.)

(79) *ibid.*, paras.2.4, 2.5. (pp.60, 62.) 武力紛争法については、どのような原則があるかということも含めて各国の文書、研究書等において様々な整理がなされている。例えば、軍事的必要性、人道、区別及び均衡性の四つの原則、「無用の苦痛の禁止」、区別原則及び「人道の配慮」の三つの原則、区別及び「無用の苦痛の禁止」の二つの原則があるとするものがある (UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, Oxford: Oxford University Press, 2004, paras.2.1-2.7. (pp.21-26.); Nobuo Hayashi, “General Principles of International Humanitarian Law,” Fleck, ed., *op.cit.*(73), pp.81-85; Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, fourth edition, Cambridge: Cambridge University Press, 2022, p.14.)。

(80) NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-10.

(81) NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, *op.cit.*(24), p.133.

表2 NATO ROE における「武力の行使」に関する主要な用語の説明

用語	説明	
「武力の行使」(use of force)	「死亡若しくは傷害を生じさせ、又は有形若しくは無形の財産を損傷させ、若しくは破壊するおそれがある行為」と定義される。	
「自衛」(self-defence)	「攻撃又は急迫する攻撃から彼ら [NATO の部隊及び要員] 自身を防衛するための、致死性のある武力を含む、NATO の部隊及び要員による必要かつ均衡のとれた武力の行使」を包含する。	
「自衛」 に関係し て用いら れる場合 の説明	「急迫する」(imminent)	「明白で、即座でかつ圧倒的である状況」を意味する。「守勢的行動が直ちに必要とされる脅威」を通常指す。
	「必要 [である]」(necessary)	「武力の行使が自衛を保障するために不可欠である」を意味する。
	「均衡のとれた」(proportional)	「もたらされた脅威のレベルの認識に釣り合った対応 [である]」を意味する。

* この表は、「NATO ルールズ・オブ・エンゲージメントにおける訓練 ATrainP-4」(Training in NATO Rules of Engagement, ATrainP-4) を参照して、NATO ROE における「武力の行使」に関する主要な用語の説明をまとめたものである。

** [] 内は、筆者による補記である。

(出典) NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, edition B version 1, NATO Standardization Office, September 2022, pp.B-10, B-18, B-36. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3156/EN>> を基に筆者作成。

2 自衛

(1) 自衛の一般的定義

「統合標的設定のための同盟統合ドクトリン AJP-3.9」(Allied Joint Doctrine for Joint Targeting, AJP-3.9) において、「いかなる個人も必要性 (necessity) 及び均衡性 (proportionality) の原則を用いる国家 [当該個人が属する国家] の法及び方針に従って、自衛を行使する権利 (right to exercise self-defence) を有する。自衛が、攻撃 (attack) 又は急迫する攻撃 (imminent attack) から防衛するための、致死性のある武力を含む、必要かつ均衡のとれた武力の行使 (use of necessary and proportional force) を包含することは NATO 内において一般に受け入れられている。」(下線は筆者による。)と記されている⁽⁸²⁾。「自衛を行使する権利」、「彼ら自身を防衛する [自衛の] 固有の権利」(inherent right to defend themselves) ともいう「自衛の権利」(right of self-defence) は、個人及びユニットによって有される⁽⁸³⁾。自衛における「武力の行使」の法的根拠は、「国家 [行為主体が属する国家] の法の問題」(issue of national law) であるとされる⁽⁸⁴⁾。

NATO において、NATO / NATO 主導の部隊のための立案に用いるため、上記の下線部分に行為の主体として「NATO の部隊及び要員」(NATO forces and personnel)、防衛する対象として「彼ら自身」(themselves) を加えたものを自衛の一般的定義とする⁽⁸⁵⁾(表2参照)。NATO における自衛の一般的定義は、各国の定義と異なり得るとされる。

⁽⁸²⁾ NATO, *Allied Joint Doctrine for Joint Targeting*, AJP-3.9, edition B version 1, NATO Standardization Office, November 2021, para.1.6.2. (pp.1-23, 1-24.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2821/EN>>

⁽⁸³⁾ NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, *op.cit.*(9), para.1.25. (pp.9-10.); *idem*, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-19.

⁽⁸⁴⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *ibid.*, p.B-19. 個人及びユニットの自衛の法的な位置付けは国家によって異なるとする分析がある。E. L. Gaston, "Reconceptualizing Individual or Unit Self-Defense as a Combatant Privilege," *Harvard National Security Journal*, vol.8, 2017, pp.295-300. <<https://journals.law.harvard.edu/nsj/wp-content/uploads/sites/82/2017/02/Gaston-NSJ-Vol-8.pdf>> また、ユニットの自衛の国際法における位置付けについて異なる立場があることを紹介したものとして次の文献がある。和仁健太郎「[ユニット・セルフディフェンス]をめぐる議論状況」『国際法学会エキスパート・コメント』no.2016-3, 2016.6.8. <<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2021/09/20160608.pdf>>; Boddens Hosang, *op.cit.*(2), pp.83-89.

⁽⁸⁵⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-18.

自衛において行使される武力は、「自衛のために必要な程度、烈度及び期間」(the degree, intensity, and duration necessary for self-defence) に限定される⁽⁸⁶⁾。「急迫する」、「必要 [である]」(必要性) 及び「均衡のとれた」(均衡性) の NATO における説明は、表 2 のとおりである。なお、自衛の要件である均衡性は、武力紛争法という均衡性 (前述Ⅲ 2(2) 参照) とは異なる。

NATO ROE は「自衛の権利を制限しない」ものの⁽⁸⁷⁾、NATO の指揮官による個人及びユニットへの命令は、「国家 [個人及びユニットが属する国家] の法及び方針に従って自衛の権利の行使を統制し得る」とされる⁽⁸⁸⁾。

NATO において、個人及びユニットの自衛は国家自衛 (state self-defence) とは区別される⁽⁸⁹⁾。国家自衛とは、国家による自衛であり、その根拠として国連憲章第 51 条 (前述Ⅲ 2(1) 参照) が参照される。以下、本稿では、自衛というときは個人及びユニットを行為主体とする自衛を指し、国家による自衛に言及する際は国家自衛という。

(2) NATO 加盟国における自衛に関する多様な解釈

NATO において、NATO 加盟国は自衛の法源、範囲及び適用について多様な解釈をしており、自衛に関する法又は方針において、「他の NATO / NATO 主導の部隊及び要員」及び「NATO / NATO 主導の部隊に属さない人 (例えば、文民) 及び / 又は財産」の防護のための「武力の行使」を自衛に含み得ない国家がある、と認識されている⁽⁹⁰⁾。

部隊貢献国は、他国の部隊の防護のための自衛による「武力の行使」が制限されている場合、NATO の指揮官及び他の部隊貢献国にそのことを通知しなければならない⁽⁹¹⁾。

3 NATO ROE における「武力の行使」

NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」は、自衛によるものを除き、NATO ROE において定められる規定に基づく⁽⁹²⁾。NATO / NATO 主導の作戦は、平時・武力紛争開始前の作戦と、武力紛争法が適用される武力紛争時の作戦に分けられる。

自衛によるものを除く「武力の行使」の国際法上の根拠については、「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において記載はないが⁽⁹³⁾、国連安保理の決議のマンデート、国連憲章第 51 条、受入国の同意及び慣習国際法 (前述Ⅲ 1 参照) に求められることがあると推定される。

(1) 平時・武力紛争開始前の作戦における「武力の行使」

平時及び武力紛争開始前の作戦における NATO ROE は、任務の達成のため又は NATO 主導の部隊及び要員並びに NATO 主導ではない部隊及び要員を防護するための「武力の行使」を対象とする⁽⁹⁴⁾。

⁸⁶ *ibid.*, p.B-18.

⁸⁷ *ibid.*, p.B-19.

⁸⁸ *ibid.*, p.B-23.

⁸⁹ *ibid.*, p.B-18.

⁹⁰ *ibid.*, pp.B-19, B-20.

⁹¹ *ibid.*, p.B-20.

⁹² *ibid.*, p.B-28.

⁹³ 平時・武力紛争開始前の作戦については作戦次第であると記されるのみであり、武力紛争時の作戦については記載はない (*ibid.*, p.B-28.)。

⁹⁴ *ibid.*, p.B-26. (pdf 版 45 ページ)

「行使される武力の程度、烈度及び期間は、職務を遂行し、かつ、任務の割り当てられた目標を成し遂げるために厳に必要かつ均衡のとれた〔範囲〕より多くなってはならない」(the degree of force used must be no more than that strictly necessary and proportional to carry out duties and accomplish assigned objectives of the mission) とされ、一般にこの状況における「武力の行使」は「脅威への対応」(response to threats) において許可される⁽⁹⁵⁾。

(2) 武力紛争時の作戦における「武力の行使」

「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において、武力紛争時の作戦における ROE は、武力紛争法の下に、区別⁽⁹⁶⁾、均衡性⁽⁹⁷⁾、予防 (precaution)⁽⁹⁸⁾、軍事的必要性⁽⁹⁹⁾及び人道⁽¹⁰⁰⁾の原則に基づくと説明される⁽¹⁰¹⁾。NATO ROE は、武力紛争法で定められる範囲より更に厳しい制限を課し得る。

なお、NATO においては、正式な戦争の宣言 (formal declaration of war)⁽¹⁰²⁾がない場合は、武力紛争の存否は実際に起きたこと及び状況によって決定され、「武力による暴力」(armed violence) の程度及び期間が決定における主要な要素であるとされる⁽¹⁰³⁾。つまり、武力紛争法の適用について、烈度説 (前述Ⅲ 2(2) 参照) が支持されていると考えられる。

4 「武力の行使」に関する規則

NATO ROE 一覧表のうち、シリーズ 30 にあるシリーズ 33 及びシリーズ 40 にあるシリーズ 42 は「武力の行使」に関する規則である⁽¹⁰⁴⁾ (本節については、必要に応じて表 1 を参照されたい)。シリーズ 40 にある下位のシリーズはルール 421 からルール 429 までの規則によって構成されるシリーズ 42 のみであり、その他の番号は「予備」である。なお、シリーズ 33 及びシリーズ 42 以外の下位のシリーズにおいても「武力の行使」は取り扱われているようであるが、「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において「武力の行使」との関連で具体的に説明さ

⁽⁹⁵⁾ *ibid.*, p.B-26. (pdf 版 45 ページ)

⁽⁹⁶⁾ 「武力紛争法における訓練 ATrainP-2」(Training in the Law of Armed Conflict, ATrainP-2. 以下「武力紛争法における訓練 (ATrainP-2)」という。) においては、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 48 条が参照されている (NATO, *Training in the Law of Armed Conflict*, ATrainP-2, edition B version 1, NATO Standardization Office, June 2019, p.F-23. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2429/EN>>).

⁽⁹⁷⁾ 「武力紛争法における訓練 (ATrainP-2)」においては、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の第 51 条 5 項 (b) 並びに第 57 条 2 項の (a)(iii) 及び (b) が参照されている (*ibid.*, p.F-25.).

⁽⁹⁸⁾ 軍事作戦において、予防として、文民たる住民、文民及び民用品に配慮するために継続的な注意が払われなければならないとされる (*ibid.*, p.F-102.). 「武力紛争法における訓練 (ATrainP-2)」においては、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 57 条が参照されている。

⁽⁹⁹⁾ 「武力紛争法における訓練 (ATrainP-2)」においては、陸戦規則第 22 条及びジュネーヴ諸条約第一追加議定書第 35 条 1 項が参照されている (*ibid.*, p.F-22.).

⁽¹⁰⁰⁾ 「武力紛争法における訓練 (ATrainP-2)」においては、人道原則は特定の規則として定められておらず、武力紛争における行為についての一般的な基準であるとする (*ibid.*, p.F-26.).

⁽¹⁰¹⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-27.

⁽¹⁰²⁾ 国連憲章第 7 章に基づき国連安保理による承認がある場合、自衛権の行使による場合等を例外として戦争を含む国家による「武力の行使」は国連憲章第 2 条 4 項によって一般に禁止されているが (前述Ⅲ 2(1) 参照)、1949 年ジュネーヴ諸条約第 2 条 1 項など、「戦争」という用語は国連憲章制定後の条約等において用いられることがある。1949 年ジュネーヴ諸条約第 2 条 1 項の規定は、次のとおりである。

「平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一が戦争状態を承認するとしないとを問わず、適用する。」

⁽¹⁰³⁾ NATO, *Training in the Law of Armed Conflict*, ATrainP-2, *op.cit.*(96), p.F-12.

⁽¹⁰⁴⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), pp.B-64, B-65.

れているものはない。

シリーズ 33 及びシリーズ 42 のルール 421 からルール 426 までの規則は平時及び武力紛争開始前の作戦の NATO ROE (後者については、選択されるか否かは場合による。) において、シリーズ 42 の規則 (ルール 421 からルール 429 までの規則) は武力紛争時の作戦の NATO ROE において、それぞれ選択されることが想定されている⁽¹⁰⁵⁾。

なお、NATO 標準 ROE においては、自衛を除いて「武力の行使」は禁止される (前述 II 2(2) 参照) ことからシリーズ 33 及びシリーズ 42 の規則は含まれないと推定される。

(1) シリーズ 33

シリーズ 33 は、「防衛目的及び任務完遂のための指定された作戦における武力の行使」を対象とする⁽¹⁰⁶⁾。シリーズ 33 には、①「戦域における NATO / NATO 主導の作戦に参加・支援するユニットの防護のための最小限の武力の行使」の承認、②「指定された特別の地位を有する者 (PDSS) を防護するための、致死性のある武力を限度としてかつ含む、最小限の武力」⁽¹⁰⁷⁾の承認、③「指定された特別の地位を有する財産 (PRDSS) を防護するための、致死性のある武力を限度としてかつ含む、最小限の武力の行使」⁽¹⁰⁸⁾の承認を含む「武力の守勢的行使のための ROE」(ROE for defensive use of force) と称される規則が含まれる⁽¹⁰⁹⁾。NATO において、「最小限の武力」(minimum force) は、「目標を達成するために必要な程度、烈度及び期間 (degree, intensity, and duration necessary to achieve the objective) に限定される、致死性のある武力を限度としてかつ含む武力」と定義される⁽¹¹⁰⁾。

自衛に関する法又は方針において他国の部隊等の防護を自衛に含み得ない国家がある (前述 IV 2(2) 参照) ことから、NATO ROE には、「最大限の相互運用性を確保するために武力の守勢的行使のための ROE が含まれるべきである」とされる⁽¹¹¹⁾。相互運用性 (interoperability) は、「同盟国の軍が相互に迅速かつ効果的な共同作戦を行うために必要とされる能力」などと説明される⁽¹¹²⁾。

(2) シリーズ 42

シリーズ 42 にある、ルール 421 からルール 426 までの規則は「NATO / NATO 主導の部隊への脅威を構成する要素に対する攻撃」、ルール 427 からルール 429 までの規則は「敵対被宣

⁽¹⁰⁵⁾ *ibid.*, p.B-30.

⁽¹⁰⁶⁾ *ibid.*, pp.B-64, B-65.

⁽¹⁰⁷⁾ PDSS: Persons with Designated Special Status

⁽¹⁰⁸⁾ PRDSS: Property with Designated Special Status

⁽¹⁰⁹⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-21. 「武力の守勢的行使」とは、特定の者又は物の防護のための「武力の行使」を指すと考えられる。

⁽¹¹⁰⁾ NATO, *NATO Glossary of Terms and Definitions (English and French)*, AAP-06, edition 2020, *op.cit.*(24), p.84.

⁽¹¹¹⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-21. 「自衛作戦において、明白なことに、部隊指揮官は、国家の、集団的、要員の、ユニットの及び部隊の自衛 [個別的自衛、集団的自衛、個人の自衛、ユニットの自衛及び部隊の自衛]、他者の防衛並びに財産の防衛の異なる概念を理解することについての多くの難題を有する。多国籍の国際的軍事作戦において、自衛の概念についての各々の国家の解釈 [多様な解釈] を理解することの難題もある。しばしば、これらの概念の異なる解釈に対応するため、部隊指揮官は、国家の制限事項が調整され、かつ、相違点を調和させる ROE の枠組みを使用することになる。」といった指摘がある (Blaise Cathcart, "Application of Force and Rules of Engagement in Self-Defence Operations," Terry D. Gill and Dieter Fleck, eds., *The Handbook of the International Law of Military Operations*, second edition, paperback, Oxford: Oxford University Press, 2017, p.234.)。

⁽¹¹²⁾ 広瀬佳一「相互運用性」小笠原ほか編 前掲注(3), p.192.

言部隊 (forces declared hostile) への攻撃」を、それぞれ対象とするものである⁽¹¹³⁾。前者は、NATO / NATO 主導の部隊の指揮官が脅威に一律に対応することに益するとされる。

(i) 「NATO / NATO 主導の部隊への脅威を構成する要素に対する攻撃」に関する規則

ルール 421 からルール 424 までの規則は、①「敵対行為 (現にある攻撃を構成しない。) を行う指定された部隊又は個人への攻撃」、②「敵対行為 (現にある攻撃を構成しない。) に直接的に寄与する指定された部隊又は個人への攻撃」、③「敵対意図 (急迫する攻撃を構成しない。) を表示する指定された部隊又は個人への攻撃」を承認する⁽¹¹⁴⁾。敵対行為 (現にある攻撃を構成しない。) 及び敵対意図 (急迫する攻撃を構成しない。) の表示の対象は、「NATO / NATO 主導の部隊又は指定された部隊若しくは要員」である。これらの攻撃における目標設定を「行為に基づく目標設定」(conduct-based targeting) ともいう⁽¹¹⁵⁾。なお、「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において、敵対意図及び敵対行為の定義は示されていない。

ルール 421 からルール 424 までの規則は、「NATO 敵対行為及び敵対意図 ROE」(NATO hostile attack [act] and hostile intent ROE. 以下「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」という。) と称され、「攻撃又は攻撃の脅威に達する状況」(situations amounting to an attack or threat of attack)、つまり「攻撃又は急迫する攻撃」(前述 IV 2(1) 参照) がある状況ではない場合に「武力の行使」を承認する⁽¹¹⁶⁾。

なお、「NATO ROE における訓練 (ATrainP-4)」において、ルール 425 及びルール 426 の内容は示されていない。

(ii) 「敵対被宣言部隊への攻撃」に関する規則

ルール 427 からルール 429 までの規則は、「敵対的である」(hostile) と指定された人及び物に対するその地位であることに基づく攻撃を承認する⁽¹¹⁷⁾。「敵対的である」と指定される人及び物は、武力紛争法の区別原則に従って軍事目標に限られる。

敵対被宣言部隊への攻撃とは武力紛争法上の合法的な標的への攻撃であり、攻撃の対象による敵対行為又は敵対意図の表示は問われない⁽¹¹⁸⁾。この攻撃における目標設定を「地位に基づく目標設定」(status-based targeting) ともいう⁽¹¹⁹⁾。

5 小括

(1) NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」

NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」は、自衛の権利又は NATO ROE に基づき、部隊の個人及びユニットによってなされる。

⁽¹¹³⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), pp.B-64, B-65.

⁽¹¹⁴⁾ *ibid.*, p.B-36.

⁽¹¹⁵⁾ Cooper, *op.cit.*(2), pp.101-102.

⁽¹¹⁶⁾ NATO, *Training in NATO Rules of Engagement*, ATrainP-4, *op.cit.*(10), p.B-36.

⁽¹¹⁷⁾ *ibid.*, pp.B-31, B-65.

⁽¹¹⁸⁾ Cooper, *op.cit.*(2), p.416.

⁽¹¹⁹⁾ *ibid.*, pp.123-124.

(2) NATO における個人及びユニットの自衛

NATO において、個人及びユニットの自衛は「必要かつ均衡のとれた武力の行使を包含」するものであり、その武力は「自衛のために必要な程度、烈度及び期間」に限定される。国家自衛とは区別され、その法的根拠は行為主体が属する国家の法の問題とされる。

個人及びユニットの自衛は「攻撃又は急迫する攻撃」に対するものであるのに対し、国連憲章第 51 条に基づく国家の自衛権は「最も重大な形態の武力の行使」(ICJ の判決等) である「武力攻撃」に対するものであり、その要件において必ずしも合致しない⁽¹²⁰⁾。

NATO ROE は自衛の権利を制限しないものの、NATO の指揮官による個人及びユニットへの命令は、個人及びユニットが属する国家の法及び方針に従って自衛の権利の行使を統制し得る。

(3) NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」に関する規則

NATO において各々の作戦のために作戦計画が策定され、NATO ROE は作戦計画に付されてその主要な部分を構成する。作戦は、平時・武力紛争開始前の作戦と、武力紛争法が適用される武力紛争時の作戦に分けられる。

平時及び武力紛争開始前の作戦の NATO ROE についてはシリーズ 33 及びシリーズ 42 のルール 421 からルール 426 までの規則 (後者については、場合による。)、武力紛争時の作戦の NATO ROE についてはシリーズ 42 の規則 (ルール 421 からルール 429 までの規則) が選択されることが想定されている。

(4) 平時・武力紛争開始前の作戦における「武力の行使」

平時・武力紛争開始前の作戦において「行使される武力の程度、烈度及び期間」は、職務遂行及び目標完遂のために「厳に必要かつ均衡のとれた」範囲より多くなってはならない。行使される武力には、「武力の守勢的行使のための ROE」(シリーズ 33) によって承認される「最小限の武力の行使」及び「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」(シリーズ 42 ルール 421-424) によって承認される攻撃 (「行為に基づく目標設定」による攻撃) が含まれる。

自衛に関する法又は方針において他国の部隊等の防護を自衛に含み得ない国家があることから、NATO ROE には、最大限の相互運用性を確保するために「武力の守勢的行使のための ROE」が含まれるべきとされる。「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」は、「攻撃又は攻撃の脅威に達する状況」(「攻撃又は急迫する攻撃」がある状況) ではない場合に「武力の行使」を承認する。

⁽¹²⁰⁾ 国家による自衛権の行使と個人及びユニットの自衛の権利の行使の要件について、「国家自衛にとっての重大性という敷居 [「最も重大な形態の武力の行使」であること] は、侵されることがない個人及びユニットの自衛の権利には落ち着きが悪い。後者 [個人及びユニットの自衛の権利] は、それら [自衛の権利] が行使される前に暴力の特定の敷居が越えられることを必要としない。」と指摘される (Chris O'Meara, "The Relationship between National, Unit and Personal Self-Defence in International Law: Bridging the Disconnect," *Journal on the Use of Force and International Law*, vol.4 no.2, 2017, p.290.)。なお、国家は、他の国家による違法な「武力の行使」に対して自衛権の下に「武力の行使」をなせるという見解もあり (Office of General Counsel, Department of Defense, *op.cit.*(64), para.1.11.5.2. (pp.47-48.))、この見解に立てば要件の不一致は解消され得る。

(5) 武力紛争時の作戦における「武力の行使」

武力紛争時の作戦における「武力の行使」は、武力紛争法の下に区別、均衡性、予防、軍事的必要性及び人道の原則に基づいてなされる。行使される武力には、「NATO 敵対行為・敵対意図 ROE」によって承認される攻撃（「行為に基づく目標設定」による攻撃）及び「敵対被宣言部隊への攻撃」に関する規則（シリーズ 42 ルール 427-429）によって承認される攻撃（「地位に基づく目標設定」による攻撃）が含まれる。

おわりに

NATO ROE における個人及びユニットの自衛の扱い、NATO / NATO 主導の作戦における「武力の行使」に関する規則、前者と後者との関係等について、入手し得る文書に限られるという制約の下ではあるものの、その概要はある程度把握することができた。

ROE という文書の性質上困難かもしれないが、今後は、個々の NATO / NATO 主導の作戦の ROE の策定において、「武力の行使」に関する規則が各々の作戦の国際法上の根拠、作戦における状況等を踏まえてどのように定められたかについて明らかになることが望まれる。

(まつやま けんじ)